

平成 30・31 年 期 神奈川県青少年問題協議会の進め方について

1 テーマ及び協議内容（第 1 回協議会資料より）

テーマ 「情報ネットワーク社会における青少年育成・支援～青少年のコミュニケーションと育ちを考える～」

① 青少年のコミュニケーションと健全育成

顔と顔の見える関係や SNS などネット上の関係など様々なつながりがある中で、青少年のコミュニケーションのあり方を捉え直し、今後の青少年の健全育成について検討する。

② 困難を有する青少年への支援

不登校やひきこもりなどの青少年におけるコミュニケーションの課題や、青少年への支援のあり方について検討する。

③ 情報ネットワーク社会への対応

情報ネットワーク社会における青少年の健全育成や青少年への支援など、青少年の健やかな成長を支える大人や社会のあり方について検討する。

2 協議の進め方について

協議の流れ	補足
<p>(1) 委員意見発表（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 回企画調整部会（9 月 10 日実施済） <ul style="list-style-type: none"> ・藤井委員（コミュニケーションの視点） ○ 第 2 回企画調整部会（10 月 31 日 10～12 時） <ul style="list-style-type: none"> ・笹井委員（生涯学習、社会教育の視点） ・坂倉委員（情報活用の視点） ・西野委員（支援の現場の視点） ・藁田委員（支援の現場の視点） ○ 第 3 回企画調整部会（11 月 22 日 14～16 時） <ul style="list-style-type: none"> ・青木委員（地域活動の視点） ・坂本委員（若者の視点） ・田中委員（若者支援の視点） ・牧野委員（生涯学習、社会教育の視点） <p>※ 発表の視点は、事務局(案)です。委員の皆様の自由な視点で御発表ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ テーマについて、協議内容を参考に、意見発表。 <ul style="list-style-type: none"> ・各委員の専門分野における現状と課題 ・行政に求められること ・ひきこもりの青少年への御意見（※） ○ 発表をもとに、意見交換を行い、現状や課題について共有。
<p>(2) 中間報告（中間時点での議論のとりまとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 4 回企画調整部会（H31 年 2 月上旬） <ul style="list-style-type: none"> 第 2～3 回の意見を中間報告としてまとめ、第 2 回協議会（H31 年 3 月）で中間報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員意見や、国・自治体の既往調査などを参考に、 <ul style="list-style-type: none"> ・本県における現状や課題を整理。 ・特に、ひきこもりの青少年について御議論いただきたい。
<p>(3) 実践検証事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 5 回（H31 年 3 月）、6 回（H31 年 5 月）企画調整部会中間報告をもとに、実践検証事業内容を調整する。 ○ 実践検証事業（H31 年 7～10 月頃実施） <ul style="list-style-type: none"> 企画調整部会の意見をもとに、事業委託する。第 3 回協議会（H31 年 9 月）に事業経過を報告する。 <p>参考 H28・29 年 期 「多世代ワークショップ」 H26・27 年 期 「子ども・若者の意識や実態の Web 調査・グループインタビュー」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間報告で示された課題に対応する事業を実施し、これまでの協議会の議論の検証を行う。
<p>(4) 最終報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 回（H31 年 9 月）～10 回（H32 年 2 月）企画調整部会 <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告及び実践検証事業の結果を踏まえ、最終報告に向けた議論を進める。 ・現行「かながわ青少年育成・支援指針」の検証について委員の意見をいただく。 ○ 第 4 回協議会（H32 年 2 月）において、最終報告案を示し、了承いただく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終報告については、次期「かながわ青少年・育成支援指針」の改定に反映。

※ ひきこもりの青少年について

(現状)

- ・ 県内のひきこもりの人数(15～39歳) 推計約4万1千人 (全国で推計約54万1千人)
推計では、自分の部屋や家から出られない狭義のひきこもりから、自分の趣味に関する用事には出かけている広義のひきこもりまで、その態様には幅がある状況。
〔出典 若者の生活に関する調査(内閣府 平成27年度)〕
- ・ ひきこもりの状態の長期化、親など家族が高齢化し、ひきこもり当事者も年齢が高くなっている傾向にある。
〔出典 「県子ども・若者総合相談センター」の相談事業の状況〕
- ・ ひきこもりになったきっかけの上位は、不登校、職場になじめなかった、就職活動がうまくいかなかった、人間関係がうまくいかなかったなど、コミュニケーションのつまずきがきっかけとなっていることがうかがえる。
〔出典 若者の意識に関する調査(内閣府 平成27年度)〕



ひきこもりの青少年の実態把握や整理、施策のあり方などについて検討が必要となっている。

(参考 県の主な取組)

- ・ **ひきこもり相談関係事業**
「子ども・若者総合相談センター」、「ひきこもり地域支援センター」における相談
- ・ **フリースペース等事業補助**
フリースペースを設置しているNPO等民間団体への助成
- ・ **ひきこもり支援サイト運営**
ひきこもり等の青少年が社会復帰のきっかけとなるような場としてのサイト運営
- ・ **ひきこもり等青少年自立支援事業**
県とNPOが協働して、「コミュニケーション・人間関係講座」を実施

かながわ青少年育成・支援指針（平成 28 年 3 月）

○ 目標とする社会と施策の基本目標

目標とする社会

～青少年の健やかな成長を支え、自立・参加・共生をはぐくむ社会～

基本目標Ⅰ すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

- 青少年が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の中で成長する力を身に付け、豊かな人間性と社会性をはぐくむとともに、創造性やエネルギーを生かして、未来を切り拓き、社会の中で自立・参加・共生できるように支援します。

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年の社会的自立の支援

- ひきこもり、ニート、いじめ、不登校、非行、暴力行為の問題の深刻化や、児童虐待の増加等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を充実し、青少年の社会的自立を支援します。

基本目標Ⅲ 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

- 大人たちが青少年の成長と自立・参加・共生を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、地域の見守りと青少年の居場所づくりや、急激に進展する情報化社会への対応等を進め、民間事業者を含む社会全体で、青少年の成長と自立・参加・共生をはぐくむ環境づくりに取り組みます。

○ 施策の報告と施策の展開

この指針では、3つの基本目標を実現するため、13の施策の方向と、それに対応する具体的な施策の展開を示し、総合的な取組みを推進します。

I すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援	
1 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援	(1) 基本的な生活習慣と規範意識の形成 (2) 基礎学力の確実な習得と体力の向上 (3) 創造的な未来を切り拓く青少年の応援 (4) 命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実 (5) 心と体の健康に関する教育の充実 (6) 子どもの未病対策
2 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進	(1) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供 (2) 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進 (3) 体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援 (4) 県・市町村・青少年関係団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進
3 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成	(1) 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底 (2) 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底 (3) 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成 (4) その他被害防止に関する教育の推進
4 社会的・経済的な自立の促進	(1) 社会参画、シチズンシップ教育の推進 (2) ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成 (3) キャリア教育の推進と職業能力開発 (4) 若者の就労支援の強化
II 困難を有する青少年の社会的自立の支援	
5 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実	(1) かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援 (2) 少年相談活動の充実 (3) 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実 (4) 各相談機関・民間団体間の連携促進
6 ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援	(1) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援 (2) 発達障害等のある青少年とその家族への支援 (3) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対応するNPO等民間団体への支援 (4) NPO等民間団体との協働による自立支援
7 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進	(1) 非行防止教室等による少年の規範意識の醸成 (2) 地域連携による非行防止対策の充実 (3) 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止 (4) 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援
8 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実	(1) 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組みへの支援 (2) 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応 (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実
9 子どもの貧困問題への対応	(1) 就学や学資の援助等の教育支援 (2) 相談や交流機会の提供等の生活支援 (3) 職業訓練等の保護者に対する就労支援 (4) 各種手当の支給等の経済的支援
10 被害防止・保護活動の推進	(1) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実 (2) 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進 (3) 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進 (4) 自殺対策の取組み (5) 犯罪被害者等への支援
III 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり	
11 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進	(1) 青少年保護育成条例の取組みの推進 (2) 青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進 (3) 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進 (4) 業界による自主規制の徹底 (5) 新たに出現する多様な業態への対応
12 急激に進展する情報化社会への対応	(1) スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組み (2) 情報モラルやメディアリテラシーに関する教育及びメディア技術を活用した学習の機会づくり (3) ネットいじめへの対応 (4) 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組みの推進 (5) インターネット上の有害情報対策の推進
13 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり	(1) 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進 (2) 家庭・地域の教育力の向上 (3) 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進 (4) 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり (5) 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり (6) 青少年育成団体、青少年指導員等の活動の支援